

## 7 水道料金の概要

### 1 水道料金について

- (1) 現行料金施行年月日 平成 26 年 4 月 1 日（消費税率引き上げによる）  
 (2) 料金体系 口径別一部用途別逓増制  
 (3) 算出方法 (基本料金＋従量料金) × 108/100  
 (4) 基本料金及び従量料金

区分	用途	基本料金(2箇月につき)			従量料金(1立方メートルにつき)	
		量水器の口径	使用水量	料金	使用水量	料金
専用 給水	一般用	13ミリメートル から25ミリメ ートルまで	20立方メートル まで	1,270円	20立方メートルを超 え40立方メートルま で	85円
		30ミリメートル から50ミリメ ートルまで	20立方メートル まで	2,000円	40立方メートルを超 え100立方メートル まで	95円
		75ミリメートル 以上	20立方メートル まで	7,130円	100立方メートルを 超え200立方メー トルまで	100円
					200立方メートルを 超える分	105円
	一般定額用			4,000円		
	公衆浴場用				1立方メートルにつ き	22円
大口用					1立方メートルにつ き	85円

#### 備考

- 量水器を設置して一般定額用、公衆浴場用及び大口用以外の用途に水道を使用する場合は、「一般用」による。
- 量水器を設置しないで水道を使用する場合は、「一般定額用」による。
- 量水器を設置して一般公衆浴場用に水道を使用する場合は、「公衆浴場用」による。
- 量水器を設置して他の水道事業者に分水するために水道を使用する場合は、「大口用」による。

### 2 水道料金の軽減制度

#### 漏水による水道料金軽減制度

三島市水道事業給水条例第23条により、水道の利用者は善良な管理者の注意をもって給水装置の管理に勤めなければならないが、本来ならば、漏水はその修繕費用から発生した水道料金にいたる一切の責任を利用者等が負うこととなる。しかし、その発生原因がすべての例において、必ずしも利用者等にあるとは限らず、不可効力的な要素によるもの、善良な管理においても発見が著しく困難であるもの等については、三島市水道事業給水条例第37条により水道料金の減免を行ない、利用者等の負担軽減を図っている。